

「日本・韓国在住フィリピン人結婚移民のための交流プログラム」について

日本人・韓国人の男性と結婚したフィリピン人女性たちが、お互いに交流し励ましあうという新しい取り組みが始まっている。

訳者がこの取り組みを初めて知ったのは、2012年7月11日・12日、アジア現代女性史研究会が企画した講演と交流の集いの時のことである。アガリン・サラ・長瀬さん、ロサナ・タピルさん、グレース・水野さんたち3人のフィリピン人女性が参加し、滞日フィリピン人女性の現状と課題について様々な角度から話を聞かせてくださった。アガリンさんは、女性たちが出稼ぎにやってくる背景や日本で直面する問題に関して、ロサナさんは自身が当事者として関わった、2008年の国籍法改正の契機となった国籍確認訴訟に関して、グレースさんは、2011年3月に直面した宮城県石巻市での津波被害と滞日フィリピン人によるサポートに関してお話ししてくださった。訳者はグレースさんとは初対面だったが、彼女が語った被災の経験に同情を禁じ得なかった。同時に、フィリピン大使館から連絡を受けたロサナさんたちが見知らぬ彼女に速やかに連絡をとったことに滞日フィリピン人の絆と互助組織の頼もしさを感じ、また、一度はフィリピンに帰国するも、日本にいるフィリピン人を支援したいとの思いを持って再び来日し、「対決する準備はできている」と話されたグレースさんの姿に感銘を受けた。そのような交流の場で、「日本・韓国在住フィリピン人結婚移民のための交流プログラム」を計画していることを紹介されたのである。

このプログラムは、日本人男性と結婚して日本で暮らすフィリピン人女性と、韓国人男性と結婚して韓国で暮らすフィリピン人女性がお互いに訪問しあうというものであり、8月24日から27日に韓国で、9月7日から10日に日本で実施された。

訳者自身は、韓国に行くことはかなわなかったものの、9月9日に埼玉県川口市で開かれたフォーラムには日本の支援者として参加することができた。フォーラムの参加者は約50人、幼い子どもを連れた参加者が多く、部屋の後ろでは子どもたちが遊びまわ中、参加者はお互いの情報を熱心に共有し、提起された内容には活発に質疑や意見が出された。訳者にとっては、フィリピン家族法26条問題という直近の課題について学ぶ契機となった。終始、非常に打ち解けた明るい雰囲気、活気あふれる集まりだった。

以下に訳出するのは、この交流プログラムのコーディネーターの一人であるブッチ・ポングスさんから、アジア現代女性史研究会に寄せられた報告文である。これによって、プログラムの全貌を理解することができる。脚注はすべて訳者が付記した。また、補足資料として、フォーラムでも取り上げられたフィリピン家族法26条及び関連法、これに関連するフィリピン共和国大使館勧告の邦訳、参加団体の一部であるAPMMとAMM♀REの団体紹介の邦訳を載せておく。

(訳者 熊野沙織)

相互理解と協力のための絆づくり

—日本・韓国在住フィリピン人結婚移民のための交流プログラム—

寄稿：ブッチ・ポンガス、翻訳：熊野沙織

ここ 30 年間で、日本人や韓国人と結婚するフィリピン人女性の数は目覚ましい増加を遂げてきた。研究によれば、このような結婚の多くは、よくみられるように結婚前に交際をして愛情を深めるといった従来型の結婚によるものではなく、むしろ家族や友人の紹介や、結婚業者やインターネットを通じた、広範なソーシャルメディアネットワークによってアレンジされたものである。

更にここ数年、フィリピンや他の貧しいアジアの国々からやってくる安価な労働力に日本や韓国の労働市場が開放されたことで、交際相手がおらず結婚相手のいない多くの日本や韓国の独身男性が、フィリピン女性とより身近に関わる機会を生み出してきた。

日本・韓国のフィリピン人結婚移民女性の人数が増加するにつれて、新しい環境になじもうとする女性たちが毎日の生活のなかで直面する問題も増加する。日本や韓国におけるフィリピン人結婚移民の高い離婚率はこの事実を反映しており、今はまだ彼女たちをサポートする仕組みが不十分であるか、全くないために、結婚生活が破たんしてしまう。更に悪いことに、日韓両国において、国家の政策は彼女たちのバックグラウンド、つまり母国の貧困が、女性として移民としての彼女たちの周辺化を強めているという事実と同情的ではない。

このような状況を背景に、日本・韓国のフィリピン人結婚移民は、お互いの経験を共有・教訓化し、共通の課題を確認するために交流学習プログラムを実施した。それだけではなく、このプログラムを通して、日韓両国の結婚移民が、フィリピン人結婚移民同士に限らず他国の結婚移民や彼女たちの状況を改善するための共通のキャンペーンを行なっている他の草の根団体、NGO や支援組織とより強い関係を築くこと、そして、日本や韓国でも、フィリピンと同様に政策立案者に呼びかけ、結婚移民、とりわけ人身売買やドメスティック・バイオレンス(以下 DV)の被害者(と見られる女性)の苦境に取り組み、保護を与えるように働きかけることを念願している。

この活動は、日本のカフィン(KAFIN)²⁵および韓国の烏山(オサン)移民センター²⁶が合同し、AMM♀RE(Acton Network for Marriage Migrants' Rights and Empowerment)およびAPMM(Asia-Pacific Mission for Migrants)の協力を得て実施した。また、交流プログラムは韓国では 2012 年 8 月 24 日から 27 日に、日本では 9 月 7 日から 10 日に実施された。

²⁵ 1998 年にアガリン・サラ・長瀬さんが中心となって設立された日本在住のフィリピン人の互助組織、川口フィリピン人会。本部は埼玉県蕨市。原文では KAFIN Migrant Center.

²⁶ 原文では Osan Migrant Center.

4日間の交流プログラムには、様々なフィリピン人移民団体や地元 NGO、その他の団体が参加し、多様な問題に関する意識を広げ、日韓両国の結婚移民の状態を向上させるための広範なサポートを生み出した。

この交流プログラムで、日本からの参加者6人と、中国人結婚移民2人を含む韓国からの参加者13人は、体験活動(immersion activities)に参加し、フィリピン大使館職員や支援団体と対話を行い、日韓両国で開かれたフィリピン人結婚移民に関するフォーラムに参加した。交流プログラムを実施したところ、参加者は、このプログラムを継続し毎年恒例のイベントにして、他国の結婚移民参加者を勇気づけたいと強く感じた。また、プログラムが終わるまでに、各団体は台湾やオーストラリアを来年のプログラムの開催地とすることへの関心を表明した。

体験活動 -Immersion Activities-

日本と韓国の結婚移民の状態をより良く理解するために、参加者は家、職場、コミュニティなどで直面する経験を共有・交換でき、かつ共通のまたは特有の問題や課題を発見できる環境で生活を共にした。

当初、体験活動を活性化させ、参加者同士の友情を育む助けとなるようホームステイプログラムが設定された。しかし、限られた準備時間と、両国のほとんどの結婚移民の自宅が、夫、妻、子どもが住むのがやっとの広さであるということを考えて、代わりに宿泊施設が用意された。

韓国では、参加者は結婚移民がボランティアやスタッフとして活動している烏山ダソム(愛の意)デイケアセンターに宿泊した。一方、日本では参加者は、カフェインのメンバー(ほとんどが結婚移民)が共同で借りているアパートでプログラムを行った。また、カフェインメンバーの何人かは、韓国での交流プログラムの最初から合流していたために、ごく自然に典型的な日本と韓国の家庭を比較することができた。

両国の参加者が、お互いが全く異なった状況にある中で、多くの共通点を見出した。

また、生活を共にした者同士で、体験活動の間、参加者は、言語や文化の違い、家族関係、仕事、コミュニティでの経験、DV問題、政策、滞在に関わる法律、社会福祉や結婚移民母子の保護を受ける際の手続きに関して話し合った。

日本と韓国が、フィリピンと全く異なる言語や文化を持っているにもかかわらず、ほとんどの参加者は言語や文化の差異を主要な問題だと考えていない。両国の参加者が、それぞれの受け入れ国の言語に適應して快適に過ごしており、地元の文化に慣れている様子であった。驚くべきことに、彼女たちの子ども達も、母親の文化に慣れ親しんで育っており、母親の言語を若干理解することができるだけでなく、フィリピン料理を好んでいた。

参加者は、ディスカウントストアやモール街を訪れる以外にも、レジャーと観光を行い、両国の文化の美しさや豊かさを見てリラックスし感動した。韓国では、参加者はバスを借りてアンミョン島海岸と美術館へ行った。日本では、東京タワーで有名な芝公園でピクニックをした。

全体的に、体験活動中の参加者同士の情報交換とレジャー活動を同時に行うことで、両方の国の結婚移民にとって実りの多い経験となった。

官庁と支援団体との意見交換

フィリピン家族法第 26 条の問題について、交流プログラムの日韓両方の行程において、参加者はフィリピン大使館との意見交換(Dialogue)を行った。

韓国では、参加者は大使館の役員に会い、26 条の改正を求める請願書を提出した。日本では、ほかならぬマニユエル・M・ロペス特命全権大使や、マリアン・J・R・ティロール＝イグナシオ総領事をはじめとした大使館職員に対して、参加者や、ピノイ・ライフアーズ (Pinoy Lifers : フィリピン人インターネットコミュニティ) やミグランテ(MIGRANTE)のメンバーが 26 条の不平等で差別的な条項をなくすように要求した。

参加者は、日本や韓国にかぎらず、結婚移民を差別的で好ましくない不平等状態に置く 26 条の特定の条項を修正することを求める AMM♀RE からの請願書を手渡した。この法律の影響は、とくに DV の被害者となっている結婚移民にとって深刻である。26 条の条項によれば、外国人配偶者が離婚判決を得た離婚のみをフィリピン政府が離婚と認定するということになっている。

家族法第 26 条は、1987 年コラソン・アキノ政権下で制定された古い法律である。フィリピン国家統計局が 2007 年 10 月に 2007-008 通達(memorandum circular)を出すまでは、フィリピン大使館はこの条項をそれほど厳密に適用していなかった。滞日フィリピン人は、離婚および再婚の際にフィリピン大使館に行くことで事足りた。

しかしこの通達によれば、全ての海外での離婚の判決は、フィリピンの管轄裁判所で法的に承認されねばならず、裁判所で承認された場合のみフィリピン人と外国人の結婚および離婚に関する記録を記すことができる。そのため、フィリピン人は、独身者という地位を取り戻し他の外国人と再婚する許可を得るためには、フィリピンに帰国して管轄裁判所に離婚の承認を得るための届け出をしなければならなくなった。²⁷

また、26 条は、外国人配偶者が裁判所に離婚を提訴することは認めているが、フィリピン人が外国人配偶者と離婚するために裁判所に提訴することは認めていない。そのためフィリピン人は、フィリピンの管轄裁判所に結婚の無効を訴えるよりほかないが、それは普通のフィリピン人にとって、時間もかかれば費用もかかる手段である。

大使館での意見交換では、フィリピンの当局による犯罪的なネグレクト、移住者を苦難から守る対策の欠如、ステーツ・エグザクション(state exaction)²⁸、大使館員の間違いなど、日本のフィリピン人移住者に関する他の問題に関しても議論がなされた。

プログラムの後半で、参加者は結婚移民支援団体を訪問した。韓国では、外国人移住者の牧師から教会員への助言などのミッションを行う大韓イエス教長老会(Presbyterian Church of Korea)の事務所を訪れた。日本では、国際民主法律家協会(International Association of Democratic Lawyers)に加盟している、日本国際法律家協会(Japan Lawyers International Solidarity Association)の事務所を訪問した。この団体は、法的支援の提供と政策改革提言を通じて結婚移民を含む日本の移住者を支援している。

²⁷ この際、弁護士費用や裁判所への手数料などで、約 250,000 ペソと非常に高額な費用が必要となる。

²⁸ 移住労働をする際に政府に支払わねばならない手数料の一つ

コミュニティ・フォーラム **Community Forum**

結婚移民交流プログラムの役割は、結婚移民が直面している問題に対する意識を広めることである。この目標を達成するために、参加者は両方の国において、様々な問題に関するオープンなフォーラムを行い、フィリピン人や他国の移住民、NGO や支援者を招待した。

韓国でのフォーラムは 2012 年 8 月 26 日に烏山ボランティアセンターで行なった。ハンフィル(韓比の意)女性コミュニティ、烏山女性センター(Osan Women Center)、Kasamma-Ko²⁹、TERESA(韓国のもう一つのフィリピン女性団体)、韓国女性財団³⁰などの団体から 30 人が参加した。中国、ベトナム、タイからも参加した。

フォーラムの間、日本からの結婚移民は自分自身と自分が代表している団体について紹介した。TERESA の代表として出席していたパストール・グロリア・ヘルナンドは韓国の現在の移民政策に関してプレゼンテーションを行なった。ハンフィル女性コミュニティのメンバーによる報告もあり、それによれば、彼女たちは言語の壁によって悩みが悪化し、彼女たちが言うところの韓国人配偶者の従属物であるよう強要されるという共有の結婚生活の問題を抱えている。

韓国人男性とフィリピンからやってきた女性を便宜的結婚に引き寄せる見合い婚(arranged or "fixed marriage")が膨大な数に上ることもまた、議論に上った。ハンフィル女性コミュニティのメンバーによれば、この結婚での取引は、結婚移民をより虐待や搾取にさらされやすくする。宗教関係の団体でさえも、結婚仲介活動を行い、ほとんど知らない者同士を結婚させている。結果として、こういった結婚はフィリピン人配偶者が重荷を背負う形での離婚に終わり、時にはビザや、悪くすれば子供の親権を失うこともある。韓国人の夫から結婚一周年を待たずに離婚、もしくは養育を放棄された場合、結婚移民はビザの延長ができなくなるということが共有された。

日本でのフォーラムは、9 月 9 日に埼玉県川口市のかわぐち市民パートナーステーションで行なわれた。このフォーラムには、日本人の支援団体を含め 50 人以上が参加した。フィリピン家族法 26 条の不平等条項と、日本の新しい在留管理制度による結婚移民への影響について議論がなされた。

フォーラムの前半では、在留資格がなかったり(オーバーステイ)、ビザの失効間近の結婚移民に 26 条の特定の条項が及ぼす影響について中心的に取り上げられた。

日本で 26 条改正キャンペーンをしているミгранテ・ジャパン(MIGRANTE-Japan)は、この法律は特に配偶者に暴力を受けている被害者にとって不公平であり、この法律がフィリピン人結婚移民を一層虐待にさらしていると主張した。外国での離婚判決の法的承認をフィリピンの裁判所に申請するのにかかる費用と時間は、フィリピン人結婚移民には大きすぎる。まして、在留資格がなかったり、ビザ失効間近の結婚移民にとってはなおさらである。カフィンによれば、この法律によって影響を受ける人々を支援するしつかりし

²⁹ Katipunan ng mga Samahang Migranteng Manggagawa sa Korea(韓国移住労働者協会連盟の意)なお、Kasama ko は「私と一緒に」を意味する。

³⁰ 原文では Korean Women Foundation.

た仕組みもなく、フィリピン大使館の職員が直接手助けをすることもないという。³¹

26条の不平等条項から起こる問題は、日本に住む結婚移民も例外ではない。韓国やその他のあらゆる国に住むフィリピン人結婚移民が、同じ状況に直面している。しかし韓国では、帰化法やその手続は日本よりはるかに簡単で、そのためビザの問題は離婚するときでさえあまり発生しない。実際、韓国からの交流プログラム参加者は全員、帰化した市民であり、日本に来る際もビザは必要なかった。

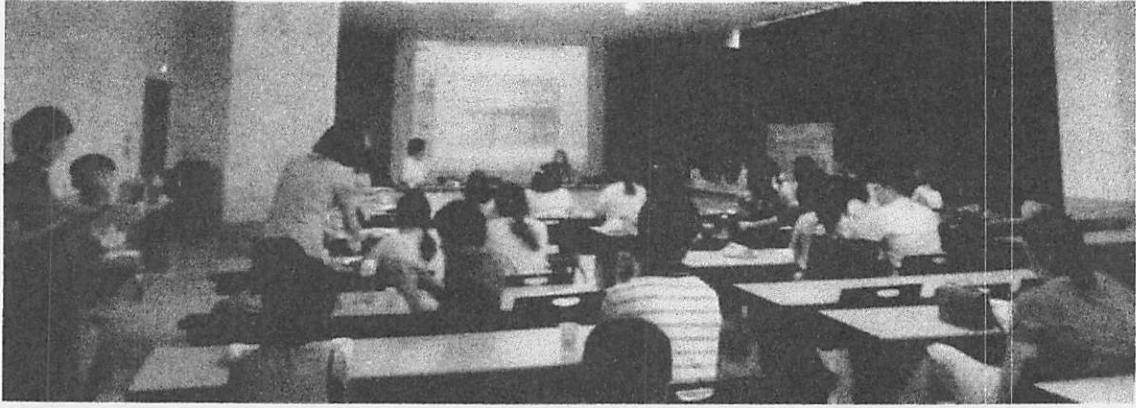
フォーラムの後半が始まる前に、横浜を拠点に活動しているフィリピン人の著名なアーティスト、アリソン・オパオンが、いくつかの愛国歌を披露した。フィリピン人の闘いや、なぜフィリピン人が運試しで国を離れることを選んだのかについて歌った曲は、聞き手を大いに楽しませた。

しばらくして、カフィンのコーディネーターであるアガリン長瀬が、日本の新しい在留資格制度が結婚移民に与える影響を説明した。彼女によれば、2012年7月9日に施行された新法は、「明らかに移民を排除する(anti-migrant)」ものであり、それゆえに結婚移民はそれを拒否しなければならない。このことは、無登録移民への追跡や、移住法違反者の弾圧に躍起になっている移民当局を例にあげて説明され、強い反響があった。また、新法は移住者のグループだけではなく、日本政府がまたしても移民を拒絶し、経済不振の理由に利用することを懸念している地元の市民の間で波紋を呼んでいる。

日韓の結婚移民のための挑戦

全体として、交流プログラムの参加者は、両国で結婚移民がどのような影響を受けるかについてはっきりさせることができた。また、交流プログラムによって、移民として、また社会の構成員として、苦境を好転させるためのキャンペーンや共通のアクションを行うための共通の地平を作ることができた。依然として困難は山積しているが、4日間の交流プログラムで学んだことがあれば、組織化や連帯に活かすことができる。それは、日本や韓国において、移民として、そして人間としての権利を侵害する攻撃に立ち向かえるように自身をエンパワーメントするための強力な武器となるのだ。

³¹ 滞日外国人配偶者は、日本人配偶者からDV被害に遭っていたとしても、離婚すれば「日本人の配偶者等」という日本に滞在するための在留資格を失うことから、離婚をためらうことが多い。そのような状況に加えて、フィリピン家族法26条により、フィリピン人が主体的に外国人配偶者と離婚することが非常に困難となっている。



韓国でのフォーラムの様子



韓国での観光の際の集合写真



9月9日のフォーラムでの集合写真

●補足資料 1 フィリピン家族法第 26 条および関連法

交流プログラムの日韓両方の日程において、フィリピン家族法 26 条の問題性が指摘された。そこで以下に、J.N.ノリエド著、奥田安弘、高畑幸訳(2002)『フィリピン家族法』、明石書店より、家族法第 26 条および関連法の日本語訳を抜粋する。

第 26 条 外国での婚姻・離婚(p.96)

フィリピン国外において举行されたすべての婚姻は、举行地国の法律に従っており、その国において有効である時は、我が国においても有効とする。ただし、第 35 条第 1 号および第 4 号ないし第 6 号、第 36 条ないし第 38 条³²により禁止された婚姻は除く。

フィリピン国民と外国人間の婚姻が有効に举行され、その後、外国人配偶者が外国において有効に離婚判決を得て、再婚できるようになったときは、フィリピン人配偶者も、フィリピン人法により再婚できるものとする。

*行政命令第 227 号により改正

第 35 条 婚姻の無効(p.105)

以下の場合には、婚姻は当初から無効とする。

第 1 項 たとえ両親または後見人の同意を得ていても、当事者が 18 歳未満であったとき。

第 4 項 第 41 条の場合³³を除き、重婚であるとき。

第 5 項 当事者の一方が相手を人違いして婚姻したとき。

第 6 項 第 53 条により無効とされる再婚であったとき。

第 52 条 判決などの登録(pp.161-162)

個人の取消または無効確認の判決、配偶者の土地家屋の分割及び分配、ならびに子の推定遺留分の引渡は、管轄の身分登録所および土地家屋の登録所において登録しなければならない。かかる登録がない時は、これを第三者に対抗することはできない。

第 53 条 再婚(p.162)

前婚の配偶者は、前条の要件を満たした後に再婚することができる。これに違反したときは、後婚は無効とする。

●補足資料 2 フィリピン共和国大使館勧告(翻訳)

以下は、フィリピン大使館の Web ページで公開されている勧告

<http://tokyo.philembassy.net/announcements/consularannouncements/advisory-lccm-and-certification/> (Accessed 8 November, 2012) を抜粋し翻訳したものである。

³² 同 pp.107,132-134,婚姻举行の時に、婚姻の本質的な義務を履行することが精神的に不能である者が行なった婚姻(36 条 精神的不能)、近親婚(37 条)、義理の親子関係など(38 条 公序違反)

³³ 同 p.137,引き続き 4 年間前婚の配偶者が不在であり、その死亡が確信される場合など(41 条 配偶者の不在)

勸告：婚姻要件具備証明書(LCCM)と証明書

2011年10月28日揭示

フィリピン外務省は、国家統計局によって出された民事登録文書の注釈に関するガイドラインを定める 2007-008 通達を受け取った。同通達によれば、外国の判決や命令はそれ自体では未履行であるために、妥当性を証明するためにフィリピンの裁判所の法的承認が必要である。この通達は、フィリピン政府対オブレシド3世の判決(2005年10月5日、G.R.154380)「外国での離婚判決が我が国の裁判所によって承認される前に、嘆願当事者は離婚の事実を証明し、外国法への適合性を示さなければならない」を引用している。

フィリピン国家統計局のガイドラインは、以下の外国の判決および命令に及んでいる。

- 1、フィリピン人と外国人の離婚
- 2、結婚の解消
- 3、フィリピン政府の国際養子縁組委員会(Inter-Country Adoption Board)を通じた国際養子縁組以外の養子縁組
- 4、その他、その人が既婚か未婚かに関わる判決および命令

結果として、この通達により、全ての離婚したフィリピン人は、婚姻要件具備証明書(Legal Capacity to Contract Marriage)を申請する際に、外国での離婚をフィリピンの管轄裁判所に承認を受けた注釈付きの結婚契約書もしくは結婚証明書が必要となる。

国家統計局により定められたこの新しいガイドラインを実行するために、フィリピン外務省は即時発効にて、東京のフィリピン大使館と大阪のフィリピン総領事館に、以下の結婚に関する文書を発行するよう指示する。

1、婚姻要件具備証明書。この証明書は、フィリピン国籍を持つ、a、初婚者(国家統計局によって発行される独身証明書が必要) b、寡夫あるいは寡婦(配偶者の死亡証明書が必要) c、フィリピンの管轄裁判所により結婚が取り消された者(取り消しを承認する裁判所の命令と、国家統計局による注釈付きの結婚証明書が必要) d、離婚した者(外国での離婚を承認する裁判所の命令と、国家統計局による注釈付きの結婚証明書もしくは結婚契約書が必要)に発行される。

2、証明書。この証明書は、離婚したフィリピン人のうち、国家統計局による注釈付きの結婚証明書もしくは結婚契約書および外国での離婚を承認するフィリピンの管轄裁判所からの裁判所命令を提出することができない人にも発行される。しかし、この証明書が発行されるのは一度きりで、それ以降はその人が注釈付きの結婚証明書もしくは結婚契約書とフィリピンの裁判所による外国での離婚を承認する裁判所命令を示さない限り発行されない。

●補足資料3 APMM について

以下は、APMM の Web ページより、団体紹介の項目

<http://www.apmigrants.org/about-us> (Accessed 8 November, 2012)

を抜粋し翻訳したものである。

APMM とは

Asia Pacific Mission for Migrants(APMM)は、移民の人権向上のために、アドボカシー、組織化、絆づくりを通じた移民運動のサポートに専心する運動志向の地域センターである。1984年の設立以来、APMMはアジア太平洋地域と中東のさまざまな国籍の移民の力強い運動を作り上げる一助となるよう活動を続けてきた。私たちはAPMMでの活動が、活発に権利を守り、移民先の国の大衆運動との連帯を促進し、出身国の大衆運動と結合する強い移民運動となるよう念願している。

全体の戦略

運動を作ることは、ゴールであると同時に、海外の移民の力を伸ばすというAPMMの目標を達成するための戦略でもある。移民運動づくりでは、アドボカシーとキャンペーン、組織化と絆づくり、派遣団とネットワーク建設、教育と研究、女性のプログラムといった、APMMの5重のプログラム戦略を強調している。

アドボカシーと組織化

APMMは、アジア太平洋地域と中東地域で、包括的なアドボカシープログラムを実施している。それを通じて、特にAPMMが力を入れている地域において、移民労働者組織を設立し、成長させる一助となっている。このプログラムによって、派遣団やネットワークづくり、絆づくりを行う。

女性のプログラム

移民労働者の三分の二は女性であり、組織化をする際には移民労働者の権利と結合した女性の関心事に敏感でなければならないため、APMMは女性のプログラムに最も力を入れる。

教育と研究

APMMは移民労働者の意識を高め、移民労働者が自身の組織を発展させること、リーダーシップ、カウンセリングや弁護士補助員などのソーシャルサービスのスキルといった、組織化において重要な基本的なスキルを向上させることを促進する。研究は教育活動全体にとって重要な位置を占める。

●補足資料4 AMM♀REについて

以下は、AMM♀REがFacebookを通じて公開している団体説明

<http://www.facebook.com/notes/action-network-for-marriage-migrants-rights-empowerment-ammore/ammres-mission-and-vision/390694314343524> (Accessed 8 November, 2012) を抜粋し翻訳したものである。

Action Network for Marriage Migrants' Rights and Empowerment(結婚移民の権利と

エンパワーメントのためのアクションネットワーク)

c/o APMM, G/F, No.2 Jordan Road, Kowloon, Hong Kong SAR

Tel: (852) 2723-7536; Fax: (852) 2735-4559; Email: ammoresect08@gmail.com

AMM♀RE は結婚移民の権利を主張する団体・個人のネットワークである。近年、アジア、北米、ヨーロッパの 23 の参加団体と、中心的な国々である台湾、日本、韓国、香港、オーストラリアで組織された草の根の結婚移民が参加している。

AMM♀RE の目的

- 1、結婚移民の連帯を促進し、その権利と福利を主張すること
- 2、結婚移民の境遇を改善するための様々な政治レベルの協調的アドボカシー活動を開始すること
- 3、結婚移民に関する講演を推進し、理解を深め、その状態を分析すること
- 4、基本的人権の問題に立ち向かう、移民、女性、労働者やその他の抑圧された立場の人々と結合すること
- 5、草の根の結婚移民の組織されたメンバーを強固にすること

活動、アドボカシー

- 1、ネットワークを通じてメンバーに協調的行動を求めることができる国家的な問題を共有する
- 2、国連を後押しして、とりわけ結婚移民に関する会議で提案できるようアドボカシー計画を練り上げる
- 3、ネットワークのメンバーが顔を合わせ、行動の計画を策定する場を設ける

研究、教育

- 1、問題の特性に関する理解を深めるために、結婚移民に影響する政策に関する比較研究を開始する
- 2、移民先の国や出身国の結婚移民を組織するための研究やトレーニングを行う
- 3、結婚移民の様々なレベルのエンパワーメントに関する記事を記録、出版する

組織化

- 1、結婚移民がお互いの経験から学ぶための場としての結婚移民の組織間の交流プログラムを準備する
- 2、国際的な移民組織や女性組織の運動の発展に意欲的に貢献する

(翻訳 熊野沙織)